

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業績目標と企業価値の増大等により、株主、顧客をはじめ広く関係者の負託に応えるべく、経営の意思決定と執行における透明性・公正性の確保、コンプライアンスの順守に向けた監視・監督機能の強化等を図るために、株主重視の公正な経営システムとその適切な運営に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則についてすべて実施しております。本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森 捷三	906,000	17.58
サンウッド株式会社	750,760	14.56
秋元 利規	520,000	10.09
株式会社日本経済新聞社	360,900	7.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	216,500	4.20
株式会社ジャフコ	200,900	3.90
水元 公仁	140,000	2.72
吉川 直樹	120,300	2.33
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	88,900	1.72
株式会社三井住友銀行	86,160	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴山 慎一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴山 慎一	○	——	企業コンサルティング及び企業経営の豊富な経験があり、外部からの専門的な知見を当社の経営に生かせると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

内部監査については、当社のグローバルコーポレート本部内の内部監査担当（1名）が中心となり定期的に内部監査を実施しております。内部監査担当が監査計画に基づき監査を行い発見された例外・逸脱事項等は、部門の責任者を通じて社長に報告されます。社長が重要と判断したものは、取締役会に報告のうえ協議されます。

また、内部監査担当は、監査役会と同様、会計監査人から会計監査及び内部統制監査で発見された問題点について報告を受け、問題点の共有化を行っております。

内部監査担当が内部監査で発見した問題点について会計監査人に報告し、専門的意見を求め、改善提案を執行役員会に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲垣 誠二	公認会計士													
志賀 剛一	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲垣 誠二	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため
志賀 剛一	○	——	法律の専門家としての豊富な経験があり、外部からの専門的な知見を当社の経営に生かせる と判断したため。 また、企業不祥事の調査委員の経験も複数あり、コンプライアンスの観点からも期待でき、企業の経営に関与された経験はありませんが、法律事務所の経営を長年続けておられる経験からも、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役 柴山慎一氏、社外監査役 稲垣誠二氏および志賀剛一氏を東京証券取引所の独立役員として指定し、届出を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

過去、業績の向上に対する意欲・士気を高め業容の拡大を目指すために、ストックオプション制度を導入していましたが、業績の低迷等を鑑み、導入を見送らせていただいております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、有価証券報告書において全取締役に対する支払総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、役員報酬規程により、以下のように定めております。
月額報酬は、株主総会において、取締役全員及び監査役全員の報酬総額限度額を決議し、当該報酬総額限度額内での役員各人別の報酬額を、(イ)取締役については、取締役会決議により、又は取締役会決議により授權を受けた代表取締役(代表取締役が複数名の場合は、代表取締役間の協議)で決定するものとし、(ロ)監査役については、監査役間の協議により決定する。
また、取締役の報酬限度額については、2006年6月27日開催の第25回定時株主総会において年額1億5,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額については、1993年6月25日開催の第12回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外取締役及び社外監査役に対するサポートは、グローバルコーポレート本部が担当しております。主に取締役会及び監査役会の開催日、その議案の連絡、要求された必要書類の手配等があります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行の方法

当社の業務執行については、以下の体制であります。

(取締役会)

常務取締役 大谷彰一が議長を務めており、代表取締役会長 森捷三、代表取締役社長 トーマス・ホリス・ロス、取締役 児島研介、取締役 エドワード・H・エムデ、社外取締役 柴山慎一の計6名(2020年6月30日現在、うち社外取締役1名)で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(執行役員会)

全社経営課題に対する討議及び意思統一を目的として執行役員会(取締役及び執行役員で構成)を毎週1回開催しております。執行役員会は常務取締役 大谷彰一が議長を務めており、代表取締役会長 森捷三、取締役 児島研介、執行役員 渡壁淳司、執行役員 三浦英雄、執行役員 小原大樹、執行役員 狩野みどり、執行役員 久住達也の計8名(2019年6月28日現在)で構成されております。その他、常勤監査役が参加しております。

(2)監査・監督の方法

(監査役会)

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役 大滝真理、社外監査役 稲垣誠二、社外監査役 志賀剛一の計3名(2019年6月28日現在、社外監査役2名)で構成されております。毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当および会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、三者による会議を行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(内部監査)

当社のグローバルコーポレート本部内の内部監査担当(1名)が中心となり定期的に内部監査を実施しております。内部監査担当が監査計画に基づき監査を行い発見された例外・逸脱事項等は、部門の責任者を通じて社長に報告されます。社長が重要と判断したものは、取締役会に報告のうえ協議されます。

(監査役監査)

監査役監査については、常勤監査役 大滝真理が中心となり、開催される取締役会に出席し、取締役の業務報告、承認事項の提案等を通じて業務執行の詳細について確認しております。また、定期的にグローバルコーポレート本部で管理する帳票類等を閲覧しその内容を確認し、直接担当者に事実を確認する方法で監査を実施しております。また、月1回の監査役会にグローバルコーポレート本部長に出席を求め、月次の状況の報告を受けております。この過程を通じて発見された問題点は監査役会及び取締役会に報告され、組織として改善されます。

なお、社外監査役 稲垣誠二は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役 志賀剛一は、弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、会計監査人から会計監査及び内部統制監査で発見された問題点について報告を受け、問題点の共有化を行っております。また、監査役監査及び内部監査担当が内部監査で発見した問題点について会計監査人に報告し、専門的意見を求め、改善提案を執行役員会に行っております。

(会計監査)

会社法監査及び金融商品取引法監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

会計監査人は、会計監査及び内部統制監査で発見された問題点について監査役会及び内部監査担当に報告し、問題点の共有化を行っております。

(役員報酬の決定)

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、役員報酬規程により、以下のように定めております。

月額報酬は、株主総会において、取締役全員および監査役全員の報酬総額限度額を決議し、当該報酬総額限度額内での役員各人別の報酬額を、(イ)取締役については、取締役会決議により、または取締役会決議により授權を受けた代表取締役(代表取締役が複数名の場合は、代表取締役間の協議)で決定するものとし、(ロ)監査役については、監査役間の協議により決定する。

当社において、授權を受けた代表取締役は、代表取締役会長 森捷三および代表取締役社長 トーマス・ホリス・ロスの2名であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

また、取締役の報酬限度額については、2006年6月27日開催の第25回定時株主総会において年額1億5,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額については、1993年6月25日開催の第12回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議いただいております。

取締役の報酬額の決定過程においては、取締役会において社外取締役・社外監査役との意見交換を行ったうえで決定しており、客観性・公正性を担保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能をもつ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営を監視する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、監査役3名のうち2名を社外監査役として選任しており、公認会計士、弁護士等の専門性の高い知識と豊富な経験を有しております。取締役会及び経営陣に対して独立した立場で積極的に意見を述べており、実効性の高い監査役会を構築しております

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	HPに適時開示関係および有価証券報告書を開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「人や組織がその持てる力を最大限発揮できるようにお手伝いします」というミッションのもと、お客様の成長を支援しております。また、決算短信、有価証券報告書においてお客様、株主の方々に対し、当社の状況を報告するとともに配当にも触れ尊重の立場を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2010年3月18日付で国連が提唱する「グローバル・コンパクト」へ参加しております。国連グローバル・コンパクトの定める4分野(人権、労働、環境、腐敗防止)において、当社が影響の及ぶ範囲内で各4分野における一連の本質的な価値観を容認し、支持し、実行に移す努力をしております。「グローバル・コンパクト」に参加したことにより今後当社は、より良い社会の実現に向けて、一層、企業の社会的責任の取り組みに努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	開示情報につきましては、東京証券取引所の規則に沿って情報提供をしております。また、開示情報以外については、取締役会において方針等を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

国内に関しては、会社全体として各組織単位での部長・マネジャー以上が出席する月例責任者会議を月1回開催し、会社の重要情報(国内営業情報、海外営業情報、その他重要な情報等)の共有、問題点の把握を行っております。

また、実務面ではグローバルコーポレート本部において、それぞれの所轄範囲に応じて管理を行っております。社内業務フローに沿った処理でそれぞれの部で発見された例外・逸脱事項等は、その都度該当部門の責任者に報告され、また、必要に応じてグローバルコーポレート本部長に報告されます。グローバルコーポレート本部長が重要と判断したものは、週1回の執行役員会に報告のうえ協議されます。

会社全体の業務フローの改善提案は、グローバルコーポレート本部を中心に執行役員会に報告され検討されます。また、社内規程等の改訂は、グローバルコーポレート本部が中心となり必要に応じて行っております。

海外子会社は、米国子会社ウィルソン・ラーニング ワールドワイド インクを通じて管理体制を構築し、コンプライアンス・ポリシー、リスク管理、子会社間の取引ルール等の基本ルールを定め、それらを運用しております。また、月例会議において、事業遂行状況等について報告を受けることとする他、経営計画達成のための指導を行っております。

子会社間の取引ルール等については、子会社の責任者が出席する定期的な会議で見直しを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

お客様及び取引先との契約書において、反社会的勢力排除に関する条項を必ず設けることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項